

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
ギグワークス株式会社
代表取締役社長 村 田 峰 人

第46期(2022年10月期)定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第46期(2022年10月期)定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、ご出席に代えて、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。

また、本年も株主総会ご出席者様へのお土産の準備はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年1月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月27日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
虎ノ門ツインビルディング西棟 地下1階
虎ノ門ツインビルディング カンファレンスホール 中会議室A
*開催場所が昨年と異なりますので、末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期(自2021年11月1日至2022年10月31日)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期(自2021年11月1日至2022年10月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件①
- 第2号議案 定款一部変更の件②
- 第3号議案 定款一部変更の件③
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使に関する事項

代理人による議決権行使

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。（その際、代理人としてご出席される株主様ご本人の議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面をご提出ください。）

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ではございますが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また受付の際、本人確認をさせていただく場合がございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合及び株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。その際は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.gig.co.jp/>）に掲載させていただきますので、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

~~~~~

(添付書類)

事業報告

(自 2021年11月1日)
(至 2022年10月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展や感染症対策の効果もあって、経済活動は再開し景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方、ウクライナ情勢の長期化に伴う物価上昇や世界的な金融引き締め等を背景とした円安進行、新たな変異株の発生による感染拡大が懸念されるなど、依然として経済の見通しは不透明な状況にあります。

当社グループは、『日本一のギグ・エコノミーのプラットフォームになり、労働市場に革命を起こす』をビジョンに掲げ、単なる仕事の仲介だけに留まらない「ギグ・エコノミーのプラットフォーム」として更なる飛躍を目指しております。当社グループではギグワーカー（働き手）とクライアント企業（発注者）の間で、仕事の受発注を直接成立可能とする新プラットフォームサービス「GiGWorks Basic」をリリースしており、正社員、契約社員における時短勤務はもちろんのこと、ショートタイムでの副業（複業）、フリーランスやテレワークなど多種多様な働き方を選択できる環境を提供し、働く方々の生活に合った多様なワークスタイルを実現可能にしております。労働の多様性、スキルシェア、またそれらを普及させるテクノロジーに関してメディアで取り上げられる機会が増えている昨今、当社グループの社会的な重要性も日々増していると認識しております。

このような環境の中、当社グループは、主にITに精通した登録ギグワーカーによるオンデマンドエコノミー事業とITエンジニアによるシステム開発を主体としたシステムソリューション事業、主に起業家や個人事業主支援を目的にスペースシェアを主体としたシェアリングエコノミー事業の業容拡大とサービスの品質向上、強化に取り組んでまいりました。

また、2022年7月に株式会社悠遊生活と日本直販株式会社の総合通販2社を子会社化し、同年10月には収益構造の改善に向けた合併を実行するなど、M&Aを活用した事業拡大も進めております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は229億32百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は4億42百万円（前年同期比51.1%減）、経常利益は4億76百万円（前年同期比49.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億32百万円（前年同期比46.4%減）となりました。減益の要因は、前年上期に実施した大型案件が完了したことや、半導体不足の影響を受けてIT機器関連の設定設置業務、キitting業務の延期などが発生していることに起因しております。

(注) ギグ・エコノミーとは、インターネット等を通じて単発・短期の仕事を受注する働き方やそれによって成立する経済活動のことを言います。近年、グローバルに使われるようになった用語で、ネット仲介の配車サービスや宅配サービスなどが有名です。一般的にギグ・エコノミーは、個人の働き方が多様化した一つの形態であり、日本国内においても、働き方改革、副業・兼業の定着化に伴い、今後は仕事を仲介・サポートする当社のようなプラットフォーム提供企業の役割がより重要になると考えております。

セグメントごとの経営状況は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度より、従来「オンデマンドエコノミー事業」に含まれていたプロフェッショナルサービスについて、報告セグメントを「システムソリューション事業」として記載する方法に変更しております。また、前連結会計年度のセグメント情報については変更後の区分により作成したものを記載しております。

(オンデマンドエコノミー事業)

オンデマンドエコノミー事業は、ライフスタイルや人生のステージに合わせて「必要な時に必要なだけ働ける」をテーマとしたプラットフォームを提供することで、労働市場に新しい価値を生み出しております。創業以来、多様な働き方を提供し続けている当社グループには、「雇用関係だけによらない働き方」・「多様かつ柔軟な働き方（副業・在宅等）」を希望する個人事業主、フリーランスが数多く登録しており、当連結会計年度には7,170人のユニークワーカーが日本全国で稼働しました。前年上期に実施した大型案件が完了したことや、世界的な半導体不足の影響でIT機器の供給不足が続き、IT機器のキッティング業務や設定設置業務、販売支援業務が特に低調に推移したことから、IT系フィールドサービスは、大幅な減収減益となりました。一方で、政府が推進する働き方改革や感染症の拡大に伴うテレワークへの取り組みなどを背景に、ヘルプデスクやサービスデスク関連のニーズは、引き続き高い水準を継続しており、コンタクトセンター関連の業務は好調に推移しております。自社で運営するコンタクトセンターは、7月に子会社化した日本直販コンタクトセンターが加わり「東京・大阪・福岡」を中心に7拠点体制で、通販・テクニカルサポート・IoT関連のサポートセンター等の受注拡大が進んでおり順調に稼働しております。また、新宿コンタクトセンターの移転によって効率的な事業運営が可能となったこともあり、東京都から感染症に伴う医療機関案内のコールセンター案件を受託するなど、自治体や行政におけるコロナ対策業務や経済復興関連業務の拡張に向けた提案活動を積極的に進めております。そして、通信インフラに関連する基地局工事については、その動向を注視しながら工事班体制の強化を継続的に推進しております。

以上の結果、当連結会計年度におけるオンデマンドエコノミー事業の売上高は150億44百万円（前年同期比3.8%増）、セグメント利益は11億74百万円（前年同期比30.9%減）となりました。

(注) ユニークワーカーとは、当連結会計年度に当社グループの業務に従事したスタッフ数（重複稼働は除く）のことです。昨年度は7,718人と案件規模や単価により、会計年度毎で多少の変動はありますが、当社グループが重要としている指標の1つです。

(システムソリューション事業)

システムソリューション事業は、ITエンジニアによるシステム開発を主体としたプロフェッショナルサービスの提供を行っております。自社開発商品のCRMシステム「デコールCC.CRM3」の販売は、新型コロナウイルス感染症による顧客の投資抑制の影響を受けて軟調に推移いたしました。一方で、受託開発業務やシステムエンジニアリングサービスについては、ギグワーカーを含むビジネスパートナーとの連携を強化することで取引高は増加しました。セグメント利益の減少はあるものの、市況の変化に対応し戦略的に受注規模の拡大を図ることを事業方針としております。

以上の結果、当連結会計年度におけるシステムソリューション事業の売上高は44億37百万円（前年同期比6.4%増）、セグメント利益は5億56百万円（前年同期比7.9%減）となりました。

（シェアリングエコノミー事業）

シェアリングエコノミー事業は、主に起業家や個人事業主支援を目的にスペースシェアを主体としたシェアリングサービスの提供を行っております。子会社nex株式会社が運営するシェアオフィスは、首都圏を中心に84拠点(2022年10月末)を展開し、様々な利用提携先の施設を含めると国内最大級となる770拠点以上のオフィスネットワーク網となりました。シェアオフィスの利用会員数は12,000会員に達し、「必要な時に、必要な分だけ使う」をテーマに、利用者に対して低コストで高品質な働く場を提供する体制の構築を積極的に進めております。

また、働き方改革やコロナ禍での急速なリモートワークの導入を背景にオフィスの分散化及び削減、通勤時間の短縮や労働生産性向上等、確実なニーズの高まりと共に利用シーンも多様化しております。このような変化に応えるべくマルチロケーションで利用できるサテライトオフィス「THE HUB all access」のサービスを従来より提供するシェアオフィス(専用オフィス、共用オフィス)に加えることで、利便性の更なる向上に努めてまいりました。当連結会計年度は、THE HUB all accessの会員を中心に前年比で大幅に会員数が伸長し、造作工事においても複数の案件を受注できたことや昨年出店したシェアオフィスによる規模拡大の影響もあり売上高は増加しました。一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、THE HUB all accessや昨年出店した拠点の一部においては、当初想定した契約件数に届いておらず、利益も当社計画を下回る状況にありましたが、賃料の見直しやコスト削減、広告投下増やサービスのアプリ化による会員の利便性向上等の取り組みもあり、前年同期と比較してセグメント損失は大幅に縮小いたしました。また、南青山に展開しているnexシェアサロン3店舗も大変好調に推移しており、さらに4号店の出店が実現しました。

以上の結果、当連結会計年度におけるシェアリングエコノミー事業の売上高は38億69百万円（前年同期比34.3%増）、セグメント損失は1億22百万円（前年同期は2億20百万円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は440,504千円であります。

この主な内訳は、シェアリングエコノミー事業において新規出店における造作工事費用として114,906千円、オンデマンドエコノミー事業においてサービス提供プラットフォームとなるソフトウェアの開発費用として76,474千円、システムソリューション事業において販売用ソフトウェアの開発費用として72,469千円、当社グループで使用する社内システムの開発及び購入費用として52,364千円の投資を行っております。

③ 資金調達の状況

グループ全体の設備投資及び運転資金等の拡充を目的として、短期借入金100,000千円、長期借入金500,000千円、社債200,000千円の資金調達を行っております。

④ 事業譲渡等の状況

当社は、2022年7月1日付で株式会社悠遊生活の全株式を取得するとともに、当社の完全子会社となった同社は日本直販株式会社の全株式を取得いたしました。その上で、2022年10月1日付で当社の孫会社である日本直販株式会社が当社の子会社である株式会社悠遊生活を吸収合併いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 43 期 (2019年10月期)	第 44 期 (2020年10月期)	第 45 期 (2021年10月期)	第 46 期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
売 上 高(千円)	17,584,874	19,770,958	21,169,041	22,932,969
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	448,413	657,089	434,529	232,916
1株当たり当期純利益	22円46銭	32円65銭	21円47銭	11円83銭
総 資 産(千円)	7,797,273	10,370,558	10,643,916	10,682,349
純 資 産(千円)	3,298,131	3,926,041	4,240,616	3,922,191
1株当たり純資産額	160円89銭	189円96銭	204円32銭	195円41銭

- (注) 1. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2019年10月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はございません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
ギグワークスアドバリュー(株)	100百万円	100.0%	オンデマンドエコノミー事業
ギグワークス・アドバンス(株)	100百万円	100.0%	オンデマンドエコノミー事業
ギグワークスクロスアイティ(株)	100百万円	100.0%	システムソリューション事業
n e x(株)	368百万円	100.0%	シェアリングエコノミー事業
日本直販(株)	100百万円	100.0%	オンデマンドエコノミー事業

(注) 株式会社アセットデザインは、2022年3月1日付でn e x株式会社に商号変更しております。

(4) 企業集団の対処すべき課題

- ① 事業体制の強化
当社グループはITを軸にしたオンデマンドエコノミー事業、システムソリューション事業、シェアリングエコノミー事業の3セグメントを展開しております。当社は既存事業の伸長とM&Aの活用により成長、事業拡大をしております。2022年7月には、新たな事業拡大を目的に、通販事業・カタログ販売等を手がける日本直販株式会社、株式会社悠遊生活を買収、同年10月に、両社を合併させた上で、新生「日本直販株式会社」として融合を進めております。今後は、カタログや広告宣伝、仕入れの共通化等によるコスト削減施策を進めると共に、500万人を超える両社の顧客に向け、当社グループが得意とするギグワーカーを活用した「駆けつけサービス」や「デリバリーサービス」を通じ、購

入商品の設置設定、組み立て・利用方法説明等のサービスを提供していく予定です。同時に、より一層の内部統制及びコンプライアンスの強化も必要不可欠であると考えております。

② 取引先の満足度の向上

市場環境並びに労働環境の変化に伴い、取引先のニーズは、多様化・高度化が進んでおります。当社ではそのニーズに対応すべく、当社に対する満足度調査を取引先に定期的実施するなど、課題、連携を密にしております。引き続き、より高度なニーズに対応すべく、専門性を高めるための組織体制、運営体制を強化することで、取引先から選ばれる企業を目指してまいります。

③ 当社登録スタッフ（ギグワーカー）の満足度の向上

オンデマンドエコノミー事業を行う上において、優秀なスタッフを確保していくことは事業拡大に必要不可欠と考えております。多様な働き方を提供している当社グループには、「雇用関係だけによらない働き方」・「多様かつ柔軟な働き方（副業・在宅等）」を希望する個人事業主、フリーランスが数多く登録しており、仕事を通じた当社との距離感が強みであります。一方で、人材不足が顕著な中では、登録スタッフの当社グループに対する満足度をより高める努力も求められております。当社としては、登録スタッフに対する福利厚生面も含めた待遇改善の検討や定期的な面談、スキルアップのための各種研修システム等を充実させることで、従来以上に信頼関係強化に努めてまいります。

④ 法的規制等について

2018年4月1日から改正労働契約法、改正労働者派遣法の適用が本格化しております。当社グループでは、組織（個人）単位の期間制限抵触日が2018年9月30日に到来したことを受け、派遣先での直接雇用推進若しくは派遣元での無期雇用化などの対策を進めております。

2020年4月からは「労働者派遣法やパートタイム・有期雇用労働法の改正（所謂、同一労働同一賃金の適用）」、2022年4月には個人情報保護法改正に伴い法令違反時の罰則強化もされておりますが、社内規程の変更や研修を徹底するなど適切に対応しております。

また、2022年10月には育児・介護休業法の改正（所謂、パパ育休制度）がスタートするなど、労働環境に係わる法改正は定期的に行われており、当社グループとしては、速やかに対応できるよう情報収集に努めると同時に、引き続き、従業員、登録スタッフが安心して働くことができる労働環境を構築してまいります。

⑤ 機密情報・個人情報の管理について

当社グループは、多数の登録スタッフ、取引先及び協力会社等の機密情報・個人情報を保有しております。当社グループにおきましては、情報セキュリティ管理システムの認証制度、ISO/IEC27001（JIS Q 27001）の認証を取得し、機密情報・個人情報の保護体制を強化してまいりました。

今後もセキュリティポリシーに基づいた管理体制を強化するとともに、適切に運用してまいります。

⑥ ダイバーシティ及び女性活躍推進の取組みについて

当社グループでは、多様な市場のニーズを的確に捉え、持続可能な成長を実現するためには、誰もが働きやすい環境を整えることが必要不可欠であると考えております。

その一環として、ダイバーシティ及び女性活躍推進活動にも積極的に取り組

んでおり、部署によっては、完全在宅を実施するなど、特性や能力を最大限活かせる職場環境の整備も進めております。同時に、多様なキャリアパス、働き方を促し、従業員の多様性を新たな事業創出に活かすための人材施策も実施しております。

⑦ 災害対策について

当社グループではオンデマンドエコノミー事業で毎月約3,000～4,000人の当社登録エージェント（登録スタッフ）が派遣・業務受託等の契約により全国で日々働いております。また、シェアリングエコノミー事業は首都圏を中心に84拠点のシェアオフィスを運営しております。独自のエージェント管理システムにより、登録エージェント及びシェアオフィスの利用状況は即座に確認できる体制を整えておりますが、大地震や火災、洪水等の災害が発生した場合には、運営施設の被害、交通機関及びライフライン等の中断により、業務に支障、損害が生じる可能性があります。BCP対応を強化するとともに、引き続き、登録エージェント、シェアオフィス利用者への安全対策に努めてまいります。

⑧ 当社サービス・社名の認知度向上について

当社は創業以来、「必要な時に必要なだけ働ける」、「お仕事情報のプラットフォーム」を提供し、個人及びフリーランス（個人事業主）が時間や場所に縛られることなく快適に働ける環境を構築し、急速に関心、認知度が高まっているギグワーカーへのプラットフォームの提供を他社に先駆けて行っております。「ギグワークス」への社名変更から3年が経過し、ギグワークの拡がりとともに、各種媒体に取り上げられる機会も増え、認知度は確実に向上しております。一方で、近年は「ギグワーカー」に対する各種制度の確立、権利保護の動きの高まりもあり、それに関連して当社の事業に対する視線も厳しさを増してきております。当社では、創業以来、ギグワーカー（当社登録スタッフ）とは共存共栄のパートナーとして、共に成長をしてきており、大きなトラブルの発生はございませんが、引き続き広報活動に取り組むことで、ギグワークスの認知度向上を進めてまいります。

⑨ 日本直販事業（通信販売事業）の収益改善について

当社は2022年7月1日付けで日本直販株式会社を新たにグループ化したしました。当連結会計年度における業績反映は約4ヶ月となっており、期中での連結化のため、セグメントとしての業績は公表しておりません。しかしながら、事業規模が相応に大きいことを鑑みて2023年10月期以降の連結会計年度からはセグメント業績の公表を行う予定です。現状の日本直販事業については、2022年10月の株式会社悠遊生活との合併効果等もあり、業績は改善してきておりますが、依然として赤字傾向が継続しております。今後は、より一層のコスト削減並びにECサイトの充実等、EC販促施策を積極的に実施することで、新規会員の獲得と既存会員の継続利用に注力、早期の収益改善を目指してまいります。

⑩ シェアリングエコノミー事業の収益改善について

当社グループは、子会社n e x 株式会社において、主に起業家や個人事業主支援を目的にスペースシェアを主体としたシェアリングサービスの提供を行っております。運営するシェアオフィスは提携先の施設を含めると国内最大級となる770拠点以上のオフィスネットワーク網があり、業界内での知名度も有しております。一方で、業績については、リモートワークが一般的になるなど、多様な働き方に対するニーズを捉えた結果、増収傾向は継続しておりますが、利益面においては、ここ数年の出店拡大に伴う償却負担の増加や多拠点型サテライトオフィスサービス「THE HUB all access」での計画未達もあり、2期連

続での損失を計上しております。足元の業績は回復傾向にありますが、厳しい状況は継続すると想定しており、運営施設における賃料削減交渉の継続、広告宣伝費の効率化等のコスト削減を強化することで、早期の収益改善、黒字化を目指してまいります。

⑪ 新型コロナウイルス感染症について

当社は、新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び同感染症の感染拡大に伴う影響を最小限に止めるための対応を迅速に行っております。また、従業員及びお客様をはじめとするステークホルダーの皆様の安全確保を最優先に考え、従業員においては現在も原則在宅勤務体制を維持し、オンライン会議システムを活用するなど業務の効率化も実行しております。出勤部署においてはマスク着用や衛生関連品の利用を徹底するなど同感染症防止のための対策を講じております。新型コロナウイルス感染症の収束には相当な時間を要すると思われることから今後におきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動への影響を注視するとともに、想定外のリスクや不測の事態を想定し、経営環境の変化に臨機応変に対応できる体制の構築を図ってまいります。

(5) 主要な拠点等 (2022年10月31日現在)

当社本社 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
(オンデマンドエコノミー事業)

営業拠点	ギグワークスアドバリュー(株)	(東京都港区)
	ギグワークスアドバリュー(株) 新宿コンタクトセンター	(東京都新宿区)
	ギグワークスアドバリュー(株) 札幌センター	(北海道札幌市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 仙台センター	(宮城県仙台市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 横浜事務所	(神奈川県横浜市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 名古屋センター	(愛知県名古屋市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 大阪センター	(大阪府大阪市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 大阪コンタクトセンター	(大阪府大阪市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 広島センター	(広島県広島市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 福岡センター	(福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 福岡第1コンタクトセンター	(福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 福岡第2コンタクトセンター	(福岡県福岡市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 北九州コンタクトセンター	(福岡県北九州市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 熊本コンタクトセンター	(熊本県熊本市)
	ギグワークスアドバリュー(株) 東京キッティングセンター	(東京都江東区)
	日本直販(株)	(大阪府大阪市)

(システムソリューション事業)

営業拠点	ギグワークスクロスアイティ(株)	(東京都港区)
	ギグワークスクロスアイティ(株) 静岡事業所	(静岡県静岡市)
	ギグワークスクロスアイティ(株) 京都事業所	(京都府京都市)

(シェアリングエコノミー事業)

営業拠点	n e x(株)	(東京都港区)
------	----------	---------

(その他事業)

営業拠点	ギグワークス・アドバンス(株)	(東京都港区)
------	-----------------	---------

(6) 主要な事業内容（2022年10月31日現在）

当社グループの事業内容としてはオンデマンドエコノミー事業、システムソリューション事業及びシェアリングエコノミー事業を行っております。

主な、事業区分とサービス内容は次のとおりであります。

事業区分	サービス内容	提供グループ会社
オンデマンドエコノミー事業	オンデマンドサービス (セールスプロモーション、コールセンター、フィールドエンジニア、コンストラクション)	ギグワークス アドバリュー(株)
	通販・ECサービス	日本直販(株)
システムソリューション事業	プロフェッショナルサービス (システム開発)	ギグワークス クロスアイティ(株)
シェアリングエコノミー事業	シェアリングサービス (シェアオフィス、コワーキングスペース、バーチャルオフィス)	n e x (株)

*その他、特例子会社のギグワークス・アドバンス(株)があります。

(7) 使用人の状況（2022年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オンデマンドエコノミー事業	477名(144名)	129名増(78名増)
システムソリューション事業	397名(38名)	30名減(4名減)
シェアリングエコノミー事業	86名(2名)	6名減(7名減)
全社(共通)	66名(5名)	2名増(1名増)
合 計	1,026名(189名)	95名増(68名増)

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内に内数で記載しております。

2. 当連結会計年度において、日本直販株式会社を連結子会社としたため、オンデマンドエコノミー事業の使用人数が129名増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
66名(5名)	2名増(1名増)	43.4歳	9年2ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内に内数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、臨時雇用者(契約社員、パートタイマー)も含めて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社徳島大正銀行	578,008千円
楽天銀行株式会社	406,111千円
株式会社商工組合中央金庫	391,940千円
株式会社三井住友銀行	350,000千円
株式会社りそな銀行	310,000千円
株式会社みずほ銀行	222,438千円
株式会社千葉銀行	205,000千円
三井住友信託銀行株式会社	150,000千円
株式会社香川銀行	97,200千円
株式会社静岡銀行	95,829千円
株式会社京都銀行	41,900千円

(9) その他企業集団の現況に関する事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 85,200,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 19,571,065株(自己株式2,408,495株を除く)
- ③ 株主数 21,474名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	所有株式数	持株比率
村田ホールディングス株式会社	3,435,570株	17.55%
SPRING INVESTMENT株式会社	1,881,015株	9.61%
株式会社大塚商会	1,080,000株	5.52%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	959,900株	4.90%
コロンプス(従業員持株会)	574,900株	2.94%
関戸 明夫	514,485株	2.63%
若林 武	363,240株	1.86%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	282,000株	1.44%
クックマンブラザーズ株式会社	239,900株	1.23%
株式会社スプートニク	217,500株	1.11%

(注) 持株比率は自己株式(2,408,495株)を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

(1) 自己株式の取得

2021年12月7日開催の取締役会決議により、以下の通り自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式	800,000株
取得価額の総額		387,452千円
取得した期間	2021年12月15日から2022年1月14日（約定ベース）	

(2) 新株予約権（ストックオプション）の行使により発行済株式総数は、97,050株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年10月31日現在）

(1) 2014年5月23日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 3,000株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
81円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 1名 1,000個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
- ・新株予約権の割当日
2014年6月30日
- ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2016年7月1日から2024年6月30日までの期間
割当数の25%：2017年7月1日から2024年6月30日までの期間
割当数の25%：2018年7月1日から2024年6月30日までの期間
割当数の25%：2019年7月1日から2024年6月30日までの期間

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(2) 2015年8月31日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
3,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 9,000株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
135円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 1名 3,000個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
- ・新株予約権の割当日
2015年9月30日

- ・新株予約権を行使することができる期間
 割当数の25%：2017年10月1日から2025年9月30日までの期間
 割当数の25%：2018年10月1日から2025年9月30日までの期間
 割当数の25%：2019年10月1日から2025年9月30日までの期間
 割当数の25%：2020年10月1日から2025年9月30日までの期間
- (注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(3) 2016年8月30日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
 5,500個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
 当社普通株式 16,500株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
 353円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3名	5,250個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）		
当社社外取締役（監査等委員）	1名	250個
- ・新株予約権の割当日
 2016年9月30日
- ・新株予約権を行使することができる期間
 割当数の25%：2018年10月1日から2026年8月30日までの期間
 割当数の25%：2019年10月1日から2026年8月30日までの期間
 割当数の25%：2020年10月1日から2026年8月30日までの期間
 割当数の25%：2021年10月1日から2026年8月30日までの期間
- (注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(4) 2017年8月29日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
 5,950個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
 当社普通株式 17,850株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
 346円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	5名	5,000個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）		
当社社外取締役（監査等委員）	2名	950個
- ・新株予約権の割当日
 2017年9月29日
- ・新株予約権を行使することができる期間
 割当数の25%：2019年10月1日から2027年8月29日までの期間
 割当数の25%：2020年10月1日から2027年8月29日までの期間
 割当数の25%：2021年10月1日から2027年8月29日までの期間

割当数の25%：2022年10月1日から2027年8月29日までの期間
(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(5) 2018年8月28日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
7,100個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 21,300株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
343円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役 5名 6,100個
（監査等委員及び社外取締役を除き、取締役就任前に交付された数を含む）
当社社外取締役（監査等委員） 2名 1,000個
- ・新株予約権の割当日
2018年9月28日
- ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2020年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2021年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2022年10月1日から2028年8月28日までの期間
割当数の25%：2023年10月1日から2028年8月28日までの期間

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(6) 2019年10月25日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
12,000個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
当社普通株式 36,000株
- ・新株予約権の行使時の払込金額
541円
- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数
当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） 4名 12,000個
- ・新株予約権の割当日
2019年11月29日
- ・新株予約権を行使することができる期間
割当数の25%：2021年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2022年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2023年12月1日から2029年10月25日までの期間
割当数の25%：2024年12月1日から2029年10月25日までの期間

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

③ その他新株予約権等の状況

当事業年度の末日において使用人等が保有する新株予約権の状況

発行決議の日	2013年9月3日	2014年5月23日	2015年8月31日
保有者数	5名	6名	15名
新株予約権の数	18,000個	24,000個	30,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 54,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 72,000株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 91,500株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
1株当たり払込金額	99円	81円	135円
権利行使期間	2015年10月1日から 2023年9月30日まで	2016年7月1日から 2024年6月30日まで	2017年10月1日から 2025年9月30日まで

発行決議の日	2016年8月30日	2017年8月29日	2017年11月28日
保有者数	30名	37名	4名
新株予約権の数	29,525個	21,600個	2,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 88,575株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 64,800株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 8,400株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
1株当たり払込金額	353円	346円	374円
権利行使期間	2018年10月1日から 2026年8月30日まで	2019年10月1日から 2027年8月29日まで	2020年1月1日から 2027年11月28日まで

発行決議の日	2018年8月28日	2019年10月25日
保有者数	43名	45名
新株予約権の数	27,500個	33,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 82,500株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 99,600株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償
1株当たり払込金額	343円	541円
権利行使期間	2020年10月1日から 2028年8月28日まで	2021年12月1日から 2029年10月25日まで

(注) 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の新株予約権の目的となる株式数及び新株予約権の行使時の払込金額については当該分割後の数値で記載しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年10月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	村 田 峰 人	SPRING(株) 代表取締役社長 WELLCOM(株) 代表取締役社長 村田ホールディングス(株) 代表取締役社長
取締役会長	関 戸 明 夫	
取 締 役	浅 井 俊 光	常務執行役員事業開発部長
取 締 役	小 島 正 也	常務執行役員管理本部長 ギグワークスクロスアイティ(株) 代表取締役社長
取 締 役	松 沢 隆 平	常務執行役員CFO
取 締 役	平 野 伸 一	新晃工業(株) 社外取締役 理研ビタミン(株) 社外取締役
取 締 役	栗 原 博	一般社団法人日本テレワーク協会会長 株式会社栗原アソシエイツ 代表取締役社長
取締役(常勤監査等委員)	瀬 川 大 介	
取締役(監査等委員)	加 地 誠 輔	アクセリア(株) 常勤監査役
取締役(監査等委員)	江 木 晋	角家・江木法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役平野伸一氏、取締役栗原博氏、取締役(監査等委員)加地誠輔氏及び取締役(監査等委員)江木晋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)加地誠輔氏及び取締役(監査等委員)江木晋氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
3. 取締役(監査等委員)加地誠輔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いており、監査等委員の瀬川大介氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 取締役(常勤監査等委員)瀬川大介氏は、当社グループ全体の内部統制システムの保持及び監査業務において豊富な経験と知見を有しております。
6. 責任限定契約の内容の概要
当社は、定款に基づき社外取締役4名及び取締役(常勤監査等委員)瀬川大介氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 役員等賠償責任保険契約
当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当・重要な兼職の状況
木下 俊男	2022年1月28日	任期満了	当社社外取締役 グローバルプロフェッショナルパートナーズ(株) 代表取締役CEO パナソニック(株) 社外監査役 (株)ADKホールディングス 社外取締役 監査等委員会委員長 (株)クールジャパン機構 社外監査役 デンカ(株) 社外取締役 監査等委員 (株)タチエス 社外取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当・重要な兼職の状況
土屋 敦子	2022年1月28日	任期満了	当社社外取締役 アトム・キャピタル・マネジメント(株) 代表取締役
和田 千弘	2022年1月28日	任期満了	当社社外取締役 beepnow systems(株) 代表取締役会長
島田 建一	2022年1月28日	任期満了	当社常勤監査役
森崎 純成	2022年1月28日	任期満了	当社社外監査役 タスク・アドバイザーズ(株) 取締役会長

③ 当事業年度にかかる取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬 (賞与)	株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	87,296 (14,600)	71,134 (14,600)	4,835 (—)	11,327 (—)	10 (5)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	13,576 (6,076)	13,500 (6,000)	— (—)	76 (76)	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	2,791 (1,216)	2,775 (1,200)	— (—)	16 (16)	4 (3)

(注) 1. (監査等委員会設置会社移行前)

取締役の報酬限度額は、2009年1月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額300,000千円以内(うち社外取締役の報酬額を50,000千円以内)と決議いただいております。また、2014年1月29日開催の第37期定時株主総会決議において、ストックオプションとしての新株予約権に関する別枠での報酬額年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時における取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)となっております。

さらに、2015年1月29日開催の第38期定時株主総会決議において、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額年額30,000千円以内のうち年額10,000千円以内を、社外取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の報酬額とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)となっております。

加えて、2021年1月29日開催の第44期定時株主総会決議において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対しての譲渡制限付株式の付与のための報酬として、上記とは別枠で報酬額年額100,000千円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における取締役の員数は8名(うち、社外取締役は3名)となっております。

監査役の報酬限度額は、2009年1月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時における監査役の員数は4名となっております。2015年1月29日開催の第38期定時株主総会決議においてストックオプションとしての新株予約権に関する別枠での報酬額年額10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時における監査役の員数は3名となっております。

2. (監査等委員会設置会社移行後)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年1月28日開催の第45期定時株主総会決議において年額300,000千円以内(うち社外取締役の報酬額を50,000千円以内)とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名(うち、社外取締役は2名)となっております。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年1月28日開催の第45期定時株主総会決議において年額100,000千円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時における監査等委員である取締役の員数は3名となっております。

3. 当社は、業績連動報酬(賞与)について、決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。支給額については、各人毎の役割を考慮した上で、予め2つの評価指標の到達を基準として設定

し、その達成度合いに応じて変動いたします。また、支給額の決定に際しては、連結営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益の実績値をそれぞれの業績予想値と比較して達成度合いの低い指標を採用することとしております。当連結会計年度における連結営業利益は4億42百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は2億32百万円となり、評価指標の連結営業利益10億円、親会社株主に帰属する当期純利益6億円と照し合わせた結果、親会社株主に帰属する当期純利益の達成度合いが連結営業利益の達成度合いを下回るため本指標を採用しております。親会社株主に帰属する当期純利益の達成率38.8%となり、この達成度合いを予め設定した額に照らし合わせて支給しております。

④ 取締役(監査等委員である取締役を含む)の報酬等の決定方針

当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

i) 基本方針

株主総会で決議された役員報酬の限度額内で、業績目標達成及び中長期的な企業価値向上のインセンティブとして機能することを目的とし、各役員の役職及び役割等及び国内の同業又は同規模の他業種との比較や財務状況を踏まえ、会社の業績及び担当業務に相応しい水準になるよう設定することとしております。

ii) 役員報酬等の報酬内容とその算定方法

イ) 取締役及び社外取締役

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、株式報酬で構成されております。固定報酬については、取締役の役職、職責、会社業績を総合的に勘案し、貢献度や実績に応じて報酬額を決定しております。業績連動報酬(賞与)については、業績目標達成に対する責任と意識を高めることを目的として、評価指標とする連結営業利益に対する達成度合を勘案してその金額を決定しております。株式報酬については、ストックオプション及び譲渡制限付株式で構成されており、当社グループ全体の中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして、年間の株式報酬費用発生見込額と翌事業年度以降の業績見通しを勘案の上、それぞれの報酬額を決定しております。

なお、固定報酬、業績連動報酬(賞与)、ストックオプション及び譲渡制限付株式の支給割合の方針については、単年度かつ中長期の当社連結業績の伸長等に応じ、業績連動報酬の比率が高くなる設定とし、継続的かつ中長期的な企業価値向上を意識づける制度としております。

社外取締役の報酬等は、当社グループにおいて独立かつ客観的な立場から全体の経営監督及び助言を担う立場であることに鑑み、固定報酬を基本としながら、中長期インセンティブとなるストックオプションで構成されております。

ロ) 取締役(監査等委員)

取締役(監査等委員)の報酬等は、取締役の職務執行を監査する権限を有する独立の立場であることに鑑み、固定報酬を基本としながら、中長期インセンティブとなるストックオプションで構成されております。

ハ) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法

非金銭報酬等は対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため、新株予約権と譲渡制限付株式としております。

iii) 業績連動の仕組み

業績連動報酬(賞与)

当社は、業績連動報酬(賞与)について、決算短信で公表している期初に定めた業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益を評価指標としております。支給額については、各人毎の役割を考慮した上で、予め2つの評価指標の到達を基準として設定し、その達成度合いに応じて変動いたします。また、支給額の決定に際しては、連結営業利益と親会社株主に帰属する当期純利益の実績値をそれぞれの業績予想値と比較して達成度合いの低い指標を採用することとしております。

iv) 当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

当社の当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の決定に際しては、取締役会において適時行われる独立社外取締役との討議を踏まえ、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬総額及び個人別支給額については取締役会決議により一任を受けた代表取締役社長村田峰人が決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況、各取締役の業務執行状況等を最も熟知し、総合的かつ俯瞰的に取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を決定できると判断しているためです。

また、取締役会では、各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行状況をモニタリングし、社外取締役から意見を聴取することで、固定報酬の妥当性を確認しております。また、指標となる業績予想の連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の金額の妥当性や会社業績の動向について取締役会で定期的に審議を行うことで、業績連動報酬(賞与)の妥当性を確認しております。取締役会において以上の討議を行い、当事業年度における個別の報酬額について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) なお、上記④「取締役(監査等委員である取締役を含む)の報酬等の決定方針」のうち、株式報酬部分(ストックオプション及び譲渡制限付株式)については、2022年1月28日開催の当社第45期定時株主総会決議による監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在は発行できない状態となっております。今後、株式報酬の必要性が発生した場合には、改めて株主総会決議を経た上で、発行してまいります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平野伸一氏は、新晃工業株式会社及び理研ビタミン株式会社の社外取締役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役栗原博氏は、一般社団法人日本テレワーク協会会長を兼務しておりますが、当社との間に開示すべき取引はありません。
また、株式会社栗原アソシエイツの代表取締役社長を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)加地誠輔氏は、アクセリア株式会社の常勤監査役を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。
- ・取締役(監査等委員)江木晋氏は、角家・江木法律事務所を開設、弁護士業を兼務しておりますが、当社との間に取引関係はありません。

ロ. 主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 平野 伸一	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>長年にわたる経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 栗原 博	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>長年にわたる経営者として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会で積極的に意見を述べており、特に当社の事業内容全般について助言を行うなど、当社の取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員) 加地 誠 輔	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち監査役として3回、監査等委員として14回出席しました。また、当事業年度に開催された監査役会6回のうち6回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。</p> <p>経営者として培った豊富な経験から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。</p>
取締役 (監査等委員) 江 木 晋	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち監査役として3回、監査等委員として12回出席しました。また、当事業年度に開催された監査役会6回のうち6回、監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会及び監査等委員会において当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 UHY東京監査法人

② 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,050千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,050千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人、並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするコンプライアンス規程を制定し、代表取締役社長がその精神を役職者をはじめ当社及び子会社の全役員及び全使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 当社の代表取締役社長は、取締役常務執行役員管理本部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総括責任者を委員長とする当社のコンプライアンス委員会が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社及び子会社の取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、当社及び子会社の取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に基づき、当社及び子会社の取締役会への参加等を通じて、取締役の職務執行状況を監査する。また、当社の監査等委員会は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に報告する。
- ⑤ 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を定める。当社及び子会社全社を対象とする内部通報規程を制定すると共に、当該規程に基づき、外部弁護士を窓口とする内部通報窓口を設ける。
- ⑥ 当社及び子会社は、取締役や使用人に対する継続的な啓発行動を行うため、企業倫理研修等を実施する。
- ⑦ 職務執行の公平性を監督する機能を強化するため、当社取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、情報資産保護基本規程・文書管理規程に基づき、その保存媒体を通じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社及び子会社は、業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- ② 当社は、リスク管理体制の基礎として、当社及び子会社全社を対象とするリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ③ 当社の監査等委員会及び内部監査室は、子会社を含む各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
- ④ 当社の取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社及び子会社は、不測の事態が発生した場合には、当社の代表取締役社長又は代表取締役社長が指名する執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき取締役会を適時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、当社及び子会社全社を対象とする組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、子会社各社はそれを遵守して業務執行を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社は、人材面、資金面、情報統制面における統制環境を整備し、当社の執行役員が当社及び子会社の管理・指導を行う「担当執行役員制度」を設け、担当執行役員は執行役員会規程・執行役員規程に基づき、担当各社の使用人に対して、内部統制方針の理念に従い、統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- ② 当社の代表取締役社長は、定期的に執行役員会を開催し、当社及び子会社の業務適正判断、各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。

- ③ 当社及び子会社は、相互連携を推進し、積極的な事業拡張と事業基盤の拡充に伴う諸問題に対応するため内部統制に係る社内規程の整備・運用を行い、また職務権限規程を適宜見直し、重要な事項の意思決定に当社の関与を求めるほか、当社の監査等委員である取締役が子会社監査役とも連携して監査業務を実施し、当社及び子会社における業務の適正を確保する。
- ④ 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の自主性を尊重しつつ、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況を当社の執行役員会にてモニタリングする。

(6) 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を置くものとする。
- ② 補助使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査等委員会の同意を得て行うものとし、補助使用人の業務執行取締役からの独立性を確保する。

(7) 当社の監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 補助使用人が、監査等委員である取締役に同行して、取締役会その他の重要な会議に出席する機会を確保する。
- ② 補助使用人が、監査等委員である取締役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換できる機会を確保する。
- ③ 業務執行取締役及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(8) 取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社が定める規程に基づき、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、適時に監査等委員会に報告する。
- ② 前項にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等に対して報告を求めることができる。
- ③ 当社及び子会社は、内部通報規程の適切な運用、内部通報窓口の整備により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。

- ④ 当社の監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。又、必要に応じて顧問弁護士の助言を受けることができる。

(9) 前項で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役、使用人、及び内部通報窓口から得た情報について、みだりに第三者に開示しないものとする。
- ② 当社及び子会社は、内部通報規程において、取締役及び使用人等が、監査等委員である取締役に対して報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない旨を定める。
- ③ 監査等委員である取締役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

(10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社及び子会社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対してはグループ全体として毅然とした姿勢で対応することとする。
- ② 当社は、反社会的勢力に対しては取締役執行役員管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

(12) 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会及び執行役員会に報告し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

4. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取組み

当社代表取締役は、毎週執行役員会及び内部監査室との定例会議を開催し、適時に法令・定款・社内規程等の遵守状況を把握し、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされるよう、改善に向けての施策を継続的に行っております。

(2) 監査等委員の監査体制

取締役（監査等委員）はほぼすべての取締役会に出席し、また常勤監査等委員においては毎週開催される執行役員会に参加することで、監査の実効性の向上を図っております。

また、監査等委員会を毎月及び臨時に開催し情報交換を行うと同時に、会計監査人とも定期的に打ち合わせを行い、さらに四半期に一度監査等委員会にて内部監査室からの業務監査報告をもとに内部統制システム全般をモニタリングすることにより、社内の問題点を速やかに把握できる仕組みとし、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

(3) 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、地方拠点を含め各部門に赴き現状を把握するとともに、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、関係部署との協議の上、社内運用ルール、社内システムの改善につなげ、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査計画書に基づき、内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、重点分野への積極的な投資等により確固たる競争力を早期に築くことが重要な課題の一つであると認識しておりますが、株主の皆様に対する利益還元についても重要な経営の課題として認識しております。

上記方針に基づき、2022年10月期の1株当たりの配当金につきましては、8.00円(期末配当)を予定しております。

2023年10月期の配当につきましては、1株当たり配当金を9.00円(期末配当)の予定としつつも、より一層の業績向上を図ることで株主の皆様還元できるように継続配当・増配を目指してまいります。

連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,735,767	流 動 負 債	4,763,716
現金及び預金	2,589,311	買掛金	920,458
受取手形	6,524	短期借入金	1,146,111
売掛金	3,095,261	1年内償還予定の社債	112,000
契約資産	2,051	1年内返済予定の長期借入金	609,075
商 品	116,375	リ ー ス 債 務	13,439
仕 掛 品	201,449	未 払 金	1,154,987
そ の 他	784,155	未 払 法 人 税 等	53,191
貸倒引当金	△59,360	契 約 負 債	276,678
固 定 資 産	3,946,582	賞 与 引 当 金	222,576
有 形 固 定 資 産	1,513,905	受 注 損 失 引 当 金	20,000
建 物	1,133,745	そ の 他	235,196
工 具 器 具 備 品	269,948	固 定 負 債	1,996,440
リ ー ス 資 産	26,371	社 債	328,000
そ の 他	83,840	長 期 借 入 金	1,093,239
無 形 固 定 資 産	1,121,243	リ ー ス 債 務	15,480
ソ フ ト ウ ェ ア	571,186	退 職 給 付 に 係 る 負 債	432,869
の れ ん	540,538	そ の 他	126,852
そ の 他	9,518	負 債 合 計	6,760,157
投 資 そ の 他 の 資 産	1,311,434	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	52,982	株 主 資 本	3,810,967
長 期 貸 付 金	18,265	資 本 金	1,060,731
敷 金	787,093	資 本 剰 余 金	678,463
繰 延 税 金 資 産	430,818	利 益 剰 余 金	2,597,336
そ の 他	50,435	自 己 株 式	△525,563
貸倒引当金	△28,161	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,444
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,444
		新 株 予 約 権	97,779
		純 資 産 合 計	3,922,191
資 産 合 計	10,682,349	負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,682,349

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年11月1日)
(至 2022年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,932,969
売上原価	17,792,117
売上総利益	5,140,851
販売費及び一般管理費	4,698,605
営業利益	442,245
営業外収益	
受取利息	154
受取配当金	121
受取貸料	16,520
受取保険金	338
助成金収入	7,897
貸倒引当金戻入額	18,371
その他	25,055
営業外費用	
支払利息	19,580
社債発行費	3,317
寄附金	4,822
支払保証料	375
その他	6,382
経常利益	476,228
特別利益	
固定資産売却益	9
新株予約権戻入益	1,017
投資有価証券売却益	112
特別損失	
固定資産除却損	28,125
税金等調整前当期純利益	449,242
法人税、住民税及び事業税	225,046
法人税等調整額	△8,720
当期純利益	232,916
親会社株主に帰属する当期純利益	232,916

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年11月1日)
(至 2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,051,097	668,829	2,526,611	△138,110	4,108,428
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	9,633	9,633	—	—	19,267
剰 余 金 の 配 当	—	—	△162,192	—	△162,192
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	232,916	—	232,916
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△387,452	△387,452
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	9,633	9,633	70,724	△387,452	△297,460
当 期 末 残 高	1,060,731	678,463	2,597,336	△525,563	3,810,967

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	34,030	34,030	98,157	4,240,616
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)	—	—	—	19,267
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△162,192
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	232,916
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△387,452
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,585	△20,585	△378	△20,963
当 期 変 動 額 合 計	△20,585	△20,585	△378	△318,424
当 期 末 残 高	13,444	13,444	97,779	3,922,191

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・連結子会社の名称
ギグワークスアドバリュー株式会社
ギグワークス・アドバンス株式会社
n e x 株式会社
株式会社 a t マテリアル
ギグワークスクロスアイティ株式会社
株式会社GALLUSYS
日本直販株式会社

・連結の範囲の変更

2022年7月1日付で株式会社悠遊生活の発行する全株式を取得し、当連結会計年度より同社及び同社子会社である日本直販株式会社を連結の範囲に含めております。また、株式会社悠遊生活は、2022年10月1日付で連結子会社の日本直販株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

ギグワークスクロスアイティミャンマー

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

ギグワークスクロスアイティミャンマー

持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法及び定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年から47年

工具器具備品 2年から15年

なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、減価償却方法として定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約に基づく収益について、以下のステップを適用することにより認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

なお、各事業の収益認識の詳細は、「10. 収益認識に関する注記」に記載しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 繰延資産の処理方法

社債発行費は発行時に全額費用処理しております。

ロ. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果が発現すると見積られる期間（5年～10年）で均等償却しております。

ハ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ニ. 連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

ホ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用にあたり、損益及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」として表示し、「流動負債」の「その他」に含めて表示していた「前受金」は、「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、この変更に伴い「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

4. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「商品」(前連結会計年度4,986千円)は、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「ソフトウェア」及び「ソフトウェア仮勘定」(前連結会計年度合計441,071千円)は、重要性が高まったため、「ソフトウェア」として当連結会計年度より区分掲記しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 有形固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

シェアリングエコノミー事業における有形固定資産 966,463千円(帳簿価額)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

シェアリングエコノミー事業については、拠点毎に資産のグルーピングを行うことを基本とし、多拠点サテライトオフィスを提供しているTHE HUB all accessについては、多拠点共通利用制度を設けているという事業性質を鑑み、当該事業全体を一体としてグルーピングを行っております。これらのグルーピングに沿って収益性を確認した上で、減損の兆候判定、減損損失の測定を行っております。

減損の兆候があると判定された資産においては、回収可能額を使用価値により測定し、事業計画により見積もられた将来営業キャッシュ・フローを使用しております。

将来営業キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動やシェアオフィス事業の市場の動向等の影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌連結会計年度以降において固定資産の減損損失を認識し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度において、THE HUB all access及び一部のシェアオフィスの拠点については2期連続赤字であり、事業計画上で翌連結会計年度においても赤字が見込まれているため、減損の兆候ありと判定いたしました。一方で、オフィスの固定設備については耐用年数が長く、ストック型ビジネスモデルであることから投資回収期間が長期にわたることもあり、過去の収益伸長度合いと投資回収期間を総合的に勘案して作成された事業計画を基に将来営業キャッシュ・フローの見積りを行い、固定資産の帳簿価額を回収できると判断したため、減損損失の計上を行っておりません。

(2) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

M&Aにより生じたのれん 540,538千円(帳簿価額)

なお、当連結会計年度のM&Aにより生じたのれんは、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、支配獲得後に発生すると見込まれる超過収益力を前提としたのれんを株式取得時に計上しております。当連結会計年度においては、株式会社悠遊生活及び日本直販株式会社を買収したことにより、のれんが425,657千円増加しております。

のれんの算定の基礎となる将来キャッシュ・フローの見積りは、対象会社の過去の業績や事業計画を基礎として見積っております。

将来キャッシュ・フローの生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動や見積りの前提とした条件や仮定の変更により、実際に生じた時期及び金額が見積りを下回った場合には、翌連結会計年度以降においてのれんの減損損失を認識し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 430,818千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性は、次期予算や事業計画等により将来の課税所得を合理的に見積もることで判断しております。回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得の見積りについては、将来の不確実な経済状況の変動や当社の展開している事業の市場の動向等の影響を受ける可能性があり、実際の課税所得発生額が当該見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

該当事項はございません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,112,585千円
- (2) 担保資産及び担保付債務
- 担保資産
- 土地 3,187千円 (帳簿価額)
- 担保付債務
- 短期借入金 150,000千円
- (3) 棚卸資産及び受注損失引当金の表示
- 損失が見込まれる請負契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる請負契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は103,373千円であります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,882,510株	97,050株	一株	21,979,560株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は97,050株増加しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,608,495株	800,000株	一株	2,408,495株

(注) 2021年12月7日の取締役会決議に基づく自己株式の取得により、自己株式は800,000株増加しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 取締役会	普通株式	利益剰余金	162,192	8.00	2021年10月31日	2022年1月14日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
2022年12月23日開催の取締役会において、剰余金の配当について以下のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年12月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	156,568	8.00	2022年10月31日	2023年1月13日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 権利行使期間の初日が到来している新株予約権

	第17回	第18回	第19回	第20回
	2013年9月3日 取締役会決議分	2014年5月23日 取締役会決議分	2015年8月31日 取締役会決議分	2016年8月30日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	54,000株	75,000株	100,500株	105,075株
新株予約権の数	18,000個	25,000個	33,500個	35,025個

	第21回 (注)1	第22回 (注)1	第23回 (注)1	第24回
	2017年8月29日 取締役会決議分	2017年11月28日 取締役会決議分	2018年8月28日 取締役会決議分	2019年10月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	82,650株	6,300株	77,850株	33,900株
新株予約権の数	27,550個	2,100個	25,950個	11,300個

② 権利行使期間の初日が到来していない新株予約権

	第22回 (注)1	第23回 (注)1	第24回 (注)1
	2017年11月28日 取締役会決議分	2018年8月28日 取締役会決議分	2019年10月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,100株	25,950株	101,700株
新株予約権の数	700個	8,650個	33,900個

(注) 1. 第22回新株予約権、第23回新株予約権及び第24回新株予約権については、段階的行使条件が付されているため、権利行使期間の初日が到来している新株予約権と権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を分けて記載しております。

2. 当社は、2021年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の目的となる株式の数及び新株予約権の数については当該分割後の数値で記載しております。

9. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの事業資金調達については、金融機関等からの借入及び社債発行によっております。また、資金運用については、信用リスクの低いものにより運用を行い、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金並びに長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業及び従業員に対し長期貸付を行っております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金の調達を目的としたものであり流動性リスクに晒されております。また、借入金の一部については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形及び売掛金並びに長期貸付金に係る信用リスクについては、社内規程に従い取引先ごとに期日及び残高管理を行っております。回収懸念先については定期的にモニタリングし、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行企業（取引先企業）の財務状況を把握したうえで取引先企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

③ 流動性リスクの管理

財務部において日次で預金残高管理を実施するとともに、資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを随時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	52,982	52,982	—
(2) 長期貸付金	18,265	18,265	—
貸倒引当金	△13,265	△13,265	—
	5,000	5,000	—
(3) 敷金	787,093	787,093	—
資産計	845,076	845,076	—
(1) 社債	440,000	437,640	△2,359
(2) 長期借入金	1,702,315	1,701,875	△439
(3) リース債務	28,919	23,254	△5,664
負債計	2,171,234	2,162,770	△8,464

(注) 1 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
投資有価証券（非上場株式）	—

3 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
投資有価証券 その他有価証券 株式	52,982	—	—
資産計	52,982	—	—

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
社債	—	437,640	—
長期借入金	—	1,701,875	—
リース債務	—	23,254	—
負債計	—	2,162,770	—

(注) 1 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債 (一年内償還予定の社債含む) 及びリース債務

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を元に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

(注) 2 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	2,589,311	—	—	—
受取手形	6,524	—	—	—
売掛金	3,095,261	—	—	—
長期貸付金	5,000	—	—	—
合計	5,696,096	—	—	—

長期貸付金のうち13,265千円については、償還予定額が見込めないため上記金額に含めておりません。

(注) 3 短期借入金、社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額
(単位: 千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
短期借入金	1,146,111	—	—	—
社債	112,000	328,000	—	—
長期借入金	609,075	1,093,239	—	—
リース債務	13,439	15,480	—	—
合計	1,880,626	1,436,719	—	—

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス区分	報告セグメント			合計
	オンデマンドエコノミー事業	システムソリューション事業	シェアリングエコノミー事業	
フィールドサポート及びマーケティングサービス	4,063,629	—	—	4,063,629
コンタクトセンターサービス	9,115,878	—	—	9,115,878
通販・ECサービス	1,807,754	—	—	1,807,754
システムエンジニアリングサービス	—	3,033,494	—	3,033,494
システム受託開発、製品開発及び販売サービス	—	1,171,743	—	1,171,743
シェアオフィス及び関連するサービス	—	—	3,126,988	3,126,988
ビルマネジメント及び付帯する造作工事	—	—	613,479	613,479
顧客との契約から生じる収益	14,987,262	4,205,238	3,740,468	22,932,969
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	14,987,262	4,205,238	3,740,468	22,932,969

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① フィールドサポート及びマーケティングサービス

フィールドサポートサービスでは、主にIT機器の訪問設置設定サービス及びPCやスマートフォンのキッティングサービス等を提供しております。当該サービスについては、請負契約で定められた訪問設置設定件数やキッティング台数について業務を完了し、顧客の検収が得られた時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。

また、マーケティングサービスでは、家電量販店等におけるIT機器の販売受託サービス及び加盟店開拓営業サービス等を行っております。当該サービスについては、請負契約で定められた営業サービスの提供が完了した時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。なお、販売実績や加盟店開拓の実績によりインセンティブが発生する場合がありますが、請負契約で定められたインセンティブ単価や販売実績ごとの請求テーブルを参照し、受け取ると見込まれる対価の金額によって収益を計上しております。

② コンタクトセンターサービス

コンタクトセンターサービスでは、主にコールセンター運營業務を受託しております。当該サービスについては、請負契約で定められたコールセンター運営を行うにつれて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分について対価を収受する強制力のある権利を有していると判断しているため、サービスの提供期間にわたり、稼働時間や件数等の作業実績に基づき収益を認識しております。

③通販・ECサービス

通販・ECサービスでは、主にカタログ通販、ECサイトを介した通販サービスを運営することで顧客のニーズに合致した商品を提供しております。当該サービスについては、一般消費者からの購入申込みを受け、商品の引渡時点で履行義務が充足されるものの、国内取引を前提としており、商品出荷時点と重要な差異は無いと判断しているため、出荷時点で収益を認識しております。なお、収益は顧客との契約において約束された対価から返品および値引等を控除した金額で測定しております。当該サービスでは、商品引渡し後の10日間返品に応じる義務を負っており、顧客から商品が返品された場合は、当該商品の対価を返金する義務があります。そのため返品については、過去の実績データに基づき返品率を見積り、返品が見込まれる対価を返金負債として計上し、返金負債の決済時に顧客から商品及び製品を回収する権利について返品資産を計上しております。

④システムエンジニアリングサービス

システムエンジニアリングサービスでは、ITエンジニアを派遣契約及び準委任契約で顧客企業に提供しております。当該サービスについては、ITエンジニアの稼働に応じて顧客が便益を享受するものであり、かつ顧客との契約における義務の履行完了部分については対価を収受する強制力のある権利を有していると判断しているため、ITエンジニアの契約期間中の稼働実績等に応じて、収益を認識しております。

⑤システム受託開発、製品開発及び販売サービス

システム受託開発サービスでは、顧客から受託しているシステム開発について、要件定義から稼働支援までワンストップで請け負っております。当該サービスについては、請負契約で成果物として定められたシステムを顧客に引き渡し、検収が完了した時点で履行義務を充足したと判断しているため、同時点で収益を認識しております。

製品開発及び販売サービスでは、自社開発製品である「デコールCC.CRM3」等のライセンス販売、導入カスタマイズ、稼働開始後におけるバージョンアップ等への対応を含めた持続的な保守サービスを提供しております。ライセンス販売においては、顧客にライセンスを付与した時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。導入カスタマイズにおいては、顧客への導入にあたっての本パッケージの必要なカスタマイズが完了し、顧客の検収が得られた時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。保守サービスにおいては、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該契約期間にわたり収益を認識しております。

⑥シェアオフィス及び関連するサービス

シェアオフィスサービス及び関連するサービスでは、主に起業家、個人事業主及び企業等に対して専用個室オフィスやオープン席での共有オフィスを提供しております。また、オフィス利用にあたって付随する電話回線、複合機及び郵便処理等のサービスを提供しております。当該サービスについては、顧客がオフィスや付随サービスを利用するにつれて顧客が便益を享受するものと判断しているため、契約上の収受すべき月額利用料を基準として利用した月に渡り収益を計上しております。

⑦ビルマネジメント及び付帯する造作工事

ビルマネジメント及び付帯する造作工事等のサービスでは、オフィスビルオーナー等に対してレンタルオフィス事業の導入コンサルティングサービスからレンタルオフィス事業開始後のオフィスビルの管理サービスまで提供しております。また、オフィス事業を開始させるために必要となるオフィス内装の造作工事についても請け負っております。オフィスビルの管理サービスについては、サービス提供につれて顧客が便益を享受するものと判断しているため、契約上の収受すべき対価の金額を基準として役務提供した月に渡り収益を計上しております。オフィス内装の造作工事については、当該工事が完了し、顧客であるビルオーナーへの引渡・検収が完了した時点で履行義務が充足されると判断しているため、同時点で収益を認識しております。

なお、上記の各サービスにおいて対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。また、取引の対価については、履行義務を充足してから概ね3か月以内に受領するため、重大な金融要素は含んでおりません。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	16,407千円	6,524千円
売掛金	2,361,423千円	3,095,261千円
契約資産	—千円	2,051千円
契約負債	255,032千円	276,678千円

契約負債は、主にシェアオフィス及び関連するサービスに関する役務提供完了前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格についての記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はございません。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 195円41銭
(2) 1株当たり当期純利益 11円83銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

14. その他の注記

(取得による企業結合)

1. 株式会社悠遊生活の完全子会社化

当社は、2022年6月27日開催の取締役会において、株式会社悠遊生活の子会社化することを決議し、2022年7月1日付で株式会社悠遊生活の全株式を取得しております。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 株式会社悠遊生活
事業の内容 ショッピングカタログ「悠遊生活」を中心とした通販事業及びECサイトの運営

②企業結合を行った主な理由

被取得企業が保有するブランドと幅広い世代へのチャンネルにより、当社グループが展開する「体験型オンライン店舗」などのECサイトのより積極的な事業展開及びギグワーカーを活用した「駆けつけサービス」や「デリバリーサービス」を通じて、通販事業に付随するサービスを当社が独自に提供し、さらなる企業価値向上を図るためであります。

③企業結合日
2022年7月1日

④企業結合の法的形式
現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称
変更はありません。

⑥取得した議決権比率
100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠
当社が現金を対価として株式会社悠遊生活の全株式を取得したためであります。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
2022年7月1日から2022年9月30日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得価額については、相手先との守秘義務契約等により非開示とさせていただきます。

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん金額

174,616千円

なお、上記の金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額です。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	112,960千円
固定資産	54,331千円
資産合計	167,291千円
流動負債	81,806千円
固定負債	10,102千円
負債合計	91,908千円

(6)企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

2. 日本直販株式会社の完全子会社化

当社の連結子会社である株式会社悠遊生活は、2022年5月20日付で締結された株式取得に関する合意書に基づき、トランス・コスモス株式会社が会社分割により新たに設立した日本直販株式会社の全株式を取得しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 日本直販株式会社

事業の内容 日本直販ブランドでの通信販売事業

②企業結合を行った主な理由

被取得企業が保有するブランドと幅広い世代へのチャンネルにより、当社グループが展開する「体験型オンライン店舗」などのECサイトのより積極的な事業展開及びギグワーカーを活用した「駆けつけサービス」や「デリバリーサービス」を通じて、通販事業に付随するサービスを当社が独自に提供し、さらなる企業価値向上を図るためであります。

③企業結合日

2022年7月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

変更はありません。

⑥取得した議決権比率

100%

⑦取得企業を決定するに至った根拠

当社の連結子会社である株式会社悠遊生活が現金を対価として日本直販株式会社の全株式を取得したためであります。

(2)連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年7月1日から2022年10月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得価額については、相手先との守秘義務契約等により非開示とさせていただきます。

(4)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれん

251,040千円

なお、上記の金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額です。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(5)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	332,167千円
固定資産	187,316千円
資産合計	519,484千円
流動負債	558,731千円
固定負債	11,793千円
負債合計	570,524千円

(6)企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

影響の概算額については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(共通支配下の取引等)

日本直販株式会社を存続会社、株式会社悠遊生活を消滅会社とする吸収合併

(1) 取引の概要

① 合併企業の名称及び事業の内容

企業の名称 日本直販株式会社
株式会社悠遊生活

事業の内容 総合通販事業及びそれに付随する業務

② 企業結合日

2022年10月1日

③ 企業結合の法的形式

日本直販株式会社を存続会社とし、株式会社悠遊生活を消滅会社とする吸収合併方式であります。

④ 合併後企業の名称

変更はございません。

⑤ その他取引の概要に関する事項

営業・採用活動の一体化や経営資源を集約化することで、より一層の収益性を高めることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

ギグワークス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鹿 目 達 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ギグワークス株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ギグワークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,206,169	流動負債	1,844,443
現金及び預金	1,516,602	短期借入金	796,111
貯蔵品	1,471	1年内償還予定の社債	112,000
前払費用	62,242	1年内返済予定の長期借入金	559,083
未収入金	3,262	未払金	290,938
関係会社未収入金	469,942	未払費用	32,881
その他	152,648	未払法人税等	16,871
固定資産	6,322,824	リース債務	7,119
有形固定資産	141,047	預り金	11,538
建物	79,415	賞与引当金	17,897
工具器具備品	43,354	固定負債	2,734,813
リース資産	18,278	社債	328,000
無形固定資産	148,674	関係会社長期借入金	1,453,000
ソフトウェア	131,400	長期借入金	940,785
その他	17,273	リース債務	13,028
投資その他の資産	6,033,103	負債合計	4,579,256
投資有価証券	52,982	純資産の部	
関係会社株式	2,811,254	株主資本	3,838,514
関係会社長期貸付金	2,970,000	資本金	1,060,731
長期貸付金	11,800	資本剰余金	678,469
長期未収入金	1,103	資本準備金	580,860
差入保証金	165,810	その他資本剰余金	97,608
繰延税金資産	24,446	利益剰余金	2,624,876
その他	4,883	利益準備金	3,949
貸倒引当金	△9,178	その他利益剰余金	2,620,927
		繰越利益剰余金	2,620,927
		自己株式	△525,563
		評価・換算差額等	13,444
		その他有価証券評価差額金	13,444
		新株予約権	97,779
		純資産合計	3,949,738
資産合計	8,528,994	負債及び純資産合計	8,528,994

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2021年11月 1日)
(至 2022年10月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		2,059,360
営 業 費 用		1,152,001
営 業 利 益		907,358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	34,765	
受 取 配 当 金	121	
受 取 手 数 料	7,807	
業 務 受 託 料	558	
受 取 賃 貸 料	1,006	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,247	
そ の 他	3,692	53,198
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,661	
社 債 利 息	891	
社 債 発 行 費	3,317	
支 払 保 証 料	243	
寄 附 金	4,822	
そ の 他	2,404	43,340
経 常 利 益		917,217
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	112	
新 株 予 約 権 戻 入 益	1,017	1,130
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,771	2,771
税 引 前 当 期 純 利 益		915,576
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	47,755	
法 人 税 等 調 整 額	△4,198	43,557
当 期 純 利 益		872,018

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2021年11月 1日)
(至 2022年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	1,051,097	571,226	97,608	668,835	3,949	1,911,100	1,915,049
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予約権の行使)	9,633	9,633	—	9,633	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△162,192	△162,192
当期純利益	—	—	—	—	—	872,018	872,018
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	9,633	9,633	—	9,633	—	709,826	709,826
当 期 末 残 高	1,060,731	580,860	97,608	678,469	3,949	2,620,927	2,624,876

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△138,110	3,496,872	34,030	34,030	98,157	3,629,060
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)	—	19,267	—	—	—	19,267
剰余金の配当	—	△162,192	—	—	—	△162,192
当期純利益	—	872,018	—	—	—	872,018
自己株式の取得	△387,452	△387,452	—	—	—	△387,452
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	△20,585	△20,585	△378	△20,963
当期変動額合計	△387,452	341,641	△20,585	△20,585	△378	320,678
当 期 末 残 高	△525,563	3,838,514	13,444	13,444	97,779	3,949,738

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・市場価格のない株式等 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
以外のもの

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法及び定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年から18年

工具器具备品 2年から15年

なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、減価償却方法として定額法を採用しております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に関係会社からの受取配当金及び経営指導料となります。受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。経営指導料については、関係会社の経営指導・管理等を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ. 繰延資産の処理方法 社債発行費は発行時に全額費用処理しております。

ロ. 連結納税制度の適用 当事業年度より連結納税制度を適用しております。

ハ. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用にあたり、計算書類への影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書き及び第86項に定める経過的な取扱いに従っておりますが、計算書類及び期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「未収入金」に含めて表示しておりました「関係会社未収入金」(前事業年度275,750千円)は、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「助成金収入」(前事業年度2,210千円)については、重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する注記

(関係会社株式の評価)

①当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,811,254千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、非上場子会社に対する投資等、市場価格のない株式について、当該子会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する見込があると認められる場合を除き、帳簿価額を実質価額の金額まで減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として計上することとしております。

評価の見積りに用いる実質価額は、当該子会社の直近の計算書類の純資産価額としております。また、事業計画等により将来の実質価額が投資額と同水準まで戻ることが明らかな場合においては、回復する見込があると認められ、損失の計上は行わないこととしております。

当事業年度においては、実質価額が著しく低下し、かつ、回復の見込みがない子会社が存在しないため、関係会社株式の損失の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済状況の変動等により、子会社の純資産価額に著しい影響を与えた場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する関係会社株式評価損の金額に重要な影響を与える可能性があります。

6. 追加情報

該当事項はございません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	98,754千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債務	89,836千円

8. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 営業収益	2,059,360千円
② 営業費用	52,464千円
③ 営業取引以外の取引高	
受取利息	34,624千円
手数料収入	7,807千円
支払利息	16,007千円

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,608,495株	800,000株	一株	2,408,495株

(注) 2021年12月7日の取締役会決議に基づく自己株式の取得により、自己株式は800,000株増加しております。

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,999千円
未払社会保険料	846千円
未払事業税	2,829千円
未払事業所税	284千円
敷金償却	6,024千円
株式報酬費用	4,885千円
投資有価証券評価損	11,649千円
子会社株式評価損	298,208千円
貸倒引当金	2,810千円
新株予約権	29,940千円
ソフトウェア開発費	10,613千円
破産更正等債権	8,941千円
その他	897千円
小計	381,929千円
評価性引当額	△351,549千円
合計	30,380千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5,933千円
合計	5,933千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

該当事項はございません。

(2) 子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)			
子会社	ギグワークスアドバリュー㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	経営指導料 (注1)	975,600	未収入金	297,426			
				出向者人件費	1,132,619					
				受取手数料 (注2)	7,721					
				利息の受取	13,704	長期貸付金		1,260,000		
				配当の受取	502,740				—	—
				資金の貸付	1,300,000					
			資金の回収	790,000						
子会社	n e x (株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	—	長期貸付金	1,220,000			
				資金の回収	100,000					
				利息の受取	18,426	—		—		
子会社	ギグワークスクロスアイティ㈱	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	経営指導料 (注1)	230,400	未収入金	122,675			
				配当の受取	303,820	—	—			
				資金の借入	400,000	長期借入金	1,420,000			
				資金の返済	—					
				利息の支払	15,545	—	—			
子会社	(株) GALLUSYS	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	70,000	長期貸付金	100,000			
				資金の回収	—					
子会社	日本直販(株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	550,000	長期貸付金	390,000			
				資金の回収	160,000					

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等については、当社想定サービスコスト等に基づき、グループサービスフィーを算定し、当社グループ按分基準により算出しております。
2. 受取手数料については、給与等の支払代行業に係る手数料収入になります。1件当たり単価に振込件数を乗じて金額を算出しております。
3. 上記取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
4. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の差入及び受入はありません。

12. 収益認識に関する注記

顧客からの契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 196円82銭
- (2) 1株当たり当期純利益 44円29銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

15. その他の注記

(取得による企業結合)

当事業年度において、当社は、株式会社悠遊生活及び日本直販株式会社を取得により完全子会社化いたしました。詳細につきましては、「連結注記表 14. その他の注記 (取得による企業結合)」をご参照ください。

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年12月19日

ギグワークス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人
東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	若 槻 明
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鹿 目 達 也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ギグワークス株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第46期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2022年12月22日

ギグワークス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 瀬川大介 (印)

監査等委員(社外取締役) 加地誠輔 (印)

監査等委員(社外取締役) 江木晋 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件①

1. 変更の理由

現行定款の目的事項について、2022年7月1日付での日本直販株式会社、株式会社悠遊生活（現、日本直販株式会社）のグループ化に伴い、当社グループの事業領域の拡大及びグループでの統一性、一体性の観点から追加するものがあります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 <条文省略>	第1条 <現行どおり>
（目的）	（目的）
第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む）、組合（外国における組合に相当するものを含む）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。
1. ～61. <条文省略>	1. ～61. <現行どおり>
（新設）	62. <u>通信販売及び販売代理業務並びにその他の商取引に関する業務</u>
（新設）	63. <u>酒類の輸出入、卸売り及び小売業</u>
62. ～63. <条文省略>	64. ～65. <現行どおり>

第2号議案 定款一部変更の件②

1. 変更の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行により、上場会社が経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件に、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することが認められました。

当社といたしましては、感染症拡大または自然災害を含む大規模災害の発生や、遠隔地の株主様と近隣の株主様が同等の条件で株主総会に出席できない等、場所の定めがある株主総会を開催することが、株主のみなさまの利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催することが出来るよう、定款第12条第2項に場所の定めのない株主総会の開催に関する規定を追加するものであります。

なお、本変更は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ、産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件とし、当該確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期及び場所)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期及び場所)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">2. <u>当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>定款第12条第2項の変更は、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日をもってその効力を生ずるものとし、本条は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 定款一部変更の件③

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は、不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置)</p> <p>2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	村田 峰人 (1970年10月7日生)	1997年9月株式会社ウィルクリエイト入社 1998年9月同社 取締役就任 2002年10月 エスビーアイ・プロモ株式会社入社 2003年6月 ネオ・コミュニケーションズ・オムニメディア株式会社 取締役就任 2004年7月 ウィナ株式会社(現WELLCOM株式会社) 代表取締役社長就任(現任) 2007年3月 株式会社ウェルコム・パートナーズ(現SPRING株式会社) 代表取締役社長就任(現任) 2014年1月 当社 代表取締役就任 2014年8月 当社 代表取締役社長就任(現任) 2015年8月 株式会社ガネーシャ・ホールディングス(現村田ホールディングス株式会社) 代表取締役社長就任(現任) [重要な兼職の状況] SPRING株式会社 代表取締役社長 WELLCOM株式会社 代表取締役社長 村田ホールディングス株式会社 代表取締役社長	129,000株
2	浅井 俊光 (1979年1月6日生)	1999年4月 スリープロ株式会社(現当社)入社 2008年11月 当社 マーケティング室長就任 2012年1月 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュー株式会社) 取締役就任 スリープロウィズテック株式会社(現ギグワークスクロスアイティ株式会社) 取締役就任 2016年6月 当社 事業開発部長就任 2017年1月 当社 執行役員事業開発部長就任 2019年1月 当社 取締役就任 2022年4月 当社 取締役常務執行役員事業開発部長就任(現任)	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<small>こじま まさや</small> 小島 正也 (1965年12月15日生)	1988年4月 野村証券株式会社入社 2000年3月 ソフトバンク・インベストメント株式会社(現SBI ホールディングス株式会社)入社 2005年2月 イー・トレード証券株式会社(現株式会社SBI証 券)入社 総務人事部長兼広報・IR室長就任 2006年3月 同社 社長室長就任 2007年5月 TRNコーポレーション株式会社(現店舗流通ネット 株式会社)入社 管理本部長就任 2008年4月 同社 執行役員管理本部長就任 2009年3月 同社 取締役経営企画部長就任 2011年5月 高木証券株式会社(現東海東京証券株式会社)入社 2011年10月 同社 コンプライアンス部長就任 2017年4月 当社入社 管理部長就任 2017年11月 当社 執行役員管理本部長就任 2019年1月 当社 取締役就任 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュ ー株式会社) 監査役就任(現任) ヒューマンウェア株式会社(現ギグワークスクロ スアイティ株式会社) 監査役就任 スリープロエージェンシー株式会社(現ギグワー クス・アドバンス株式会社) 監査役就任(現任) 株式会社アセットデザイン(現nex株式会社) 監査 役就任(現任) 2021年1月 ギグワークスクロスアイティ株式会社 代表取締役社長就任(現任) 2022年4月 当社 取締役常務執行役員管理本部長就任(現任) 2022年7月 日本直販株式会社 監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] ギグワークスクロスアイティ株式会社 代表取締役社長	9,400株
4	<small>まつざわ りゅうへい</small> 松沢 隆平 (1978年7月25日生)	2002年4月 税理士法人あおい経営支援入社 2010年5月 当社入社 2012年3月 当社 財務経理部長就任 2015年5月 当社 執行役員CFO就任 2017年1月 スリープロ株式会社(現ギグワークスアドバリュ ー株式会社) 取締役就任 株式会社アセットデザイン(現nex株式会社) 取締 役就任(現任) スリープロエージェンシー株式会社(現ギグワー クス・アドバンス株式会社) 取締役就任(現任) 2018年1月 ヒューマンウェア株式会社(現ギグワークスクロ スアイティ株式会社) 取締役就任 2019年1月 当社 取締役就任 2021年1月 ギグワークスクロスアイティ株式会社 監査役就任(現任) 2022年4月 当社 取締役常務執行役員CFO就任(現任) 2022年7月 日本直販株式会社 取締役就任(現任)	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	平野 伸一 (1956年1月16日生)	<p>1979年4月朝日麦酒株式会社(現アサヒグループホールディングス株式会社) 入社</p> <p>2011年7月アサヒビール株式会社 常務取締役 営業統括本部長就任</p> <p>2013年3月同社 専務取締役 営業統括本部長就任</p> <p>2015年3月同社 取締役副社長就任</p> <p>2016年3月同社 代表取締役社長就任</p> <p>2020年1月当社 取締役就任(現任)</p> <p>2020年6月新晃工業株式会社 社外取締役 監査等委員就任</p> <p>2021年6月理研ビタミン株式会社 社外取締役就任(現任)</p> <p>2022年6月新晃工業株式会社 社外取締役就任(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>新晃工業株式会社 社外取締役</p> <p>理研ビタミン株式会社 社外取締役</p>	—
6	栗原 博 (1953年9月12日生)	<p>1978年4月富士ゼロックス株式会社(現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社) 入社</p> <p>2004年10月同社 執行役員 プロダクションサービス事業本部長就任</p> <p>2009年6月同社 取締役常務執行役員 営業本部長就任</p> <p>2014年6月同社 取締役専務執行役員 営業事業管掌就任</p> <p>2015年6月同社 代表取締役社長就任</p> <p>2020年6月一般社団法人日本テレワーク協会会長就任(現任)</p> <p>2020年12月株式会社栗原アソシエイツ設立 代表取締役社長就任(現任)</p> <p>2021年1月当社 取締役就任(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況]</p> <p>一般社団法人日本テレワーク協会 会長</p> <p>株式会社栗原アソシエイツ 代表取締役社長</p>	—

(注) 1. 取締役候補者のうち、平野伸一氏、栗原博氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、平野伸一氏は3年、栗原博氏は2年であります。

2. 取締役候補者の選任理由及び社外取締役に期待される役割につきましては、以下のとおりであります。

村田峰人氏につきましては、2014年以降当社代表取締役として業績向上に貢献されたのに加え、コールセンター事業を始めとするBPO業界においても、経営者として非常に深い見識と幅広い人脈を有しており、今後の当社の事業発展に多大な貢献をしていただける人物であるという判断により、取締役として選任するものであります。

浅井俊光氏につきましては、当社創業時から在籍し、当社グループの事業全般に精通しており、2017年1月より執行役員として、2019年1月からは取締役として、事業企画・M&A部門の責任者としてグループ全体の政策を統括しております。この培った豊富な経験と知見が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

小島正也氏につきましては、長年証券業界において携わった事業戦略やIR活動に対する広い知見や豊富な経験を有しております。2017年11月より執行役員管理本部長として、2019年1月からは取締役として、当社グループの業務改革の責任者をつとめており、また管理業務全般に責任を持つ役割を担うのに同氏が適任であると考え、取締役として選任するものであります。

松沢隆平氏につきましては、2015年5月より当社執行役員CFOとして、2019年1月からは取締役として、主として財務経理部門を統括指揮し、M&Aや当社の資本政策も含めた豊富な知見と能力を有しております。同氏が財務経理部門を統括する役割が、当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役として選任するものであります。

平野伸一氏につきましては、長年にわたりアサヒビール株式会社の経営者として、2020年6月からは新晃工業株式会社の社外取締役(監査等委員)、2022年6月からは同社の社外取締役、また、2021年6月からは理研ビタミン株式会社の社外取締役として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会等で発言等を行う等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

栗原博氏につきましては、長年にわたり富士ゼロックス株式会社の経営者として、2020年6月からは一般社団法人日本テレワーク協会の会長として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役会等で発言等を行う等、経営陣から独立した立場から当社の経営を監督していただくことが期待され、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

3. 当社は、平野伸一氏、栗原博氏との間で、それぞれ会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏らが選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。)なお、各候補者の任期途中である2023年5月21日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 監査等委員会の取締役候補者の選任についての意見の概要は以下のとおりであります。監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績、あるいは見識、経験、能力等の観点から当社の取締役として適任であると判断致しました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令で定める員数の要件を欠くときに備え、補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

本議案による選任の効力は、本決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

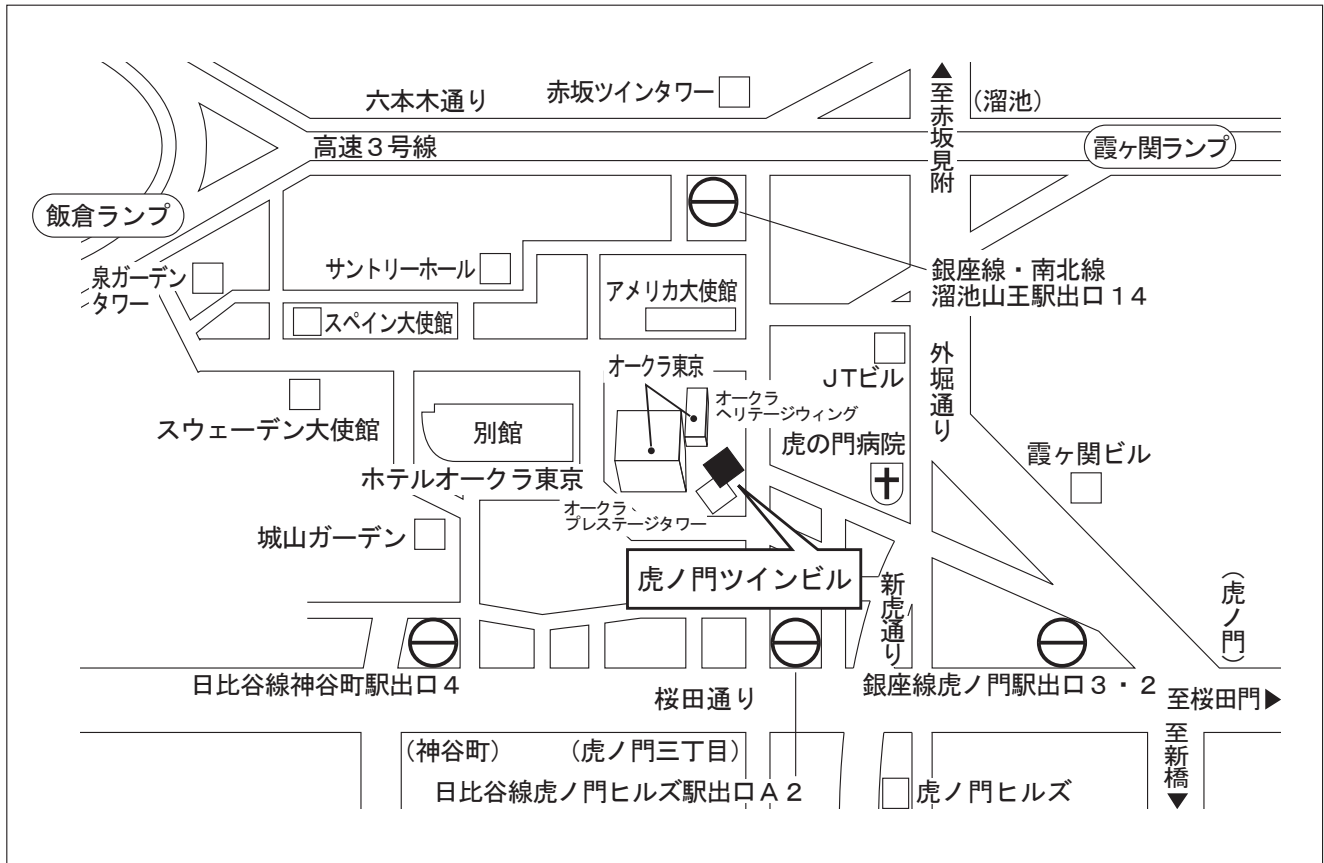
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
きったか まさみ 橘高 真佐美 (1973年9月20日生)	1997年4月 ソニー株式会社入社 2009年12月 弁護士登録第62期東京弁護士会所属 ニューヨーク州弁護士登録 2010年1月 虎ノ門法律経済事務所 大谷グループ入所 2012年10月 弁護士法人東京パブリック法律事務所 三田支所 (外国人国際部門) 入所 2014年11月 虎ノ門法律経済事務所 大谷グループ入所 2017年3月 大谷&パートナーズ法律事務所入所 (現任) [重要な兼職の状況] 大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橘高真佐美氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 補欠の監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役に就任した場合に期待される役割につきましては、以下のとおりであります。
- 橘高真佐美氏につきましては、弁護士として法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有していることから、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任するものであります。なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 橘高真佐美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、橘高真佐美氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を上限とする予定であります。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、橘高真佐美氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。) なお、当社は本議案にかかる補欠の監査等委員である取締役の選任が効力を有する2023年5月21日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
 虎ノ門ツインビルディング西棟 地下1階
 虎ノ門ツインビルディング カンファレンスホール
 中会議室A
 Tel (0120)489-550



○交通機関

- 東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅3番・2番出口より 徒歩6分
- 東京メトロ 銀座線・南北線「溜池山王」駅14番出口より 徒歩8分
- 東京メトロ 日比谷線「虎ノ門ヒルズ」駅A2出口より 徒歩5分